草津市子育てサークル登録に関する実施要領

１．目的

主に未就園の子どもとその保護者が一緒に活動することを目的とする育児サークルおよび、子育てを支援する非営利の団体（以下「子育てサークル」という。）に、その活動情報を市に登録してもらい、情報誌や子育て応援サイトなどに掲載し、市内の未就園の親子に地域の子育て情報を広く提供するとともに、子育てサークルの活動を通した仲間作りを支援することを目的とする。

２．登録できる子育てサークルの要件

登録できる子育てサークルは、次の各号に掲げる要件を満たすサークルとする。

（１）草津市内で未就園児とその保護者が支援者と一緒に活動するサークルであること。
ただし、次のいずれかの活動を行う子育てサークルは除く。
　ア　営利を目的とした活動または、これに類する活動
　イ　政治、宗教活動を目的とする
　ウ　公序良俗に反する活動

（２）参加対象地域を町内会以上とすること。

（３）子育てサークルの名称を定め、代表者を置いていること。

（４）市が発行する情報誌やホームページ、子育て応援サイトなどに子育てサークルの情報を掲載することに同意し、市民からの問い合わせに対しても情報を提供すること。
なお、その際に子育て応援サイトにおいて収集した個人情報の取り扱いについては十分注意すること。

（５）市が開催する子育て支援に関する研修会に積極的に参加し、交流する機会をもつこと。

３．子育てサークルの登録等の手続き

ア　登録申請
　子育てサークルの代表は、子育てサークル登録申請を行い、登録要件を満たしていると判断された場合、草津市子育てサークルとして登録されるものとする。

イ　登録期間
　登録の期間は、単年度ごととし、４月１日から翌年３月３１日とする。また、随時登録も可能とする。

ウ　登録内容の変更
　子育てサークルの登録内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を届け出ることとする。変更内容について、引き続き登録要件を満たしていると判断された場合、登録は継続されるものとする。

エ　登録の取り消し
　子育てサークルの活動が休止した場合、また、本実施要領に規定する事項が遵守されなかった場合は、登録を取り消すものとする。

４．草津市子育て支援センターの支援

登録した子育てサークルは、活動の実施において草津市から次の支援を受けることができる。

ア　子育てサークルの活動内容等の情報を発信

イ　子育てサークルの活動に必要な玩具の借用

ウ　子育てに関連する研修会の案内